

五島をつなぐ ～支庁の窓～ No. 63

みなさんにとって身近な税金、自動車税種別割に関してのお話です。

+:...:+ *+:... ..:+* *+:...o○ ○o...:* *+:... ..:+* *+:...:+*

5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割の納税通知書は5月2日に発送されます。

お手元に届きましたら、5月31日(火)までに

お近くの金融機関等でご納付ください。

+:...:+ *+:... ..:+* *+:...o○ ○o...:* *+:... ..:+* *+:...:+*

Q 1 自動車税種別割は誰が払うの？

令和4年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q 2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納付していただいている場合は還付されます。

もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願いします。手続きがない場合は、翌年度も課税されてしまいます。

Q 3 減免制度はあるの？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、5月31日(火)まで令和4年度分の減免申請の受付を行っています。

詳しくは、以下へご相談、お問い合わせください。

東京都自動車税コールセンター

(TEL03-3525-4066 平日9時～17時【土日・休日、年末年始を除く】)

大島支庁総務課税務担当

(TEL04992-2-4411 平日8時30分～17時15分【土日・休日、年末年始を除く】)

また、軽自動車税種別割に関するお問い合わせは、町村役場へお願いします。